

水土里ネットみやぎ 運営プラン（改訂）

令和4年4月

宮城県土地改良事業団体連合会



目 次

第1章 はじめに

- 第1. 運営プラン見直しの趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 第2. これまでの取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 第3. 見直し視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 第4. 運営プランの性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 第5. 運営プランの期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 水土里ネットみやぎの現状と課題

- 第1. 水土里ネットみやぎの現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - 1. 財 政・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - 2. 職 員 数・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - 3. 会 員・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 第2. 水土里ネットみやぎの課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - 1. 財政見通し・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - 2. 職員の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - 3. 会 員・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第3章 運営プラン（水土里ネットみやぎの今後の展開方向）

- 第1. 業務の展開方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - 1. 農業農村整備事業に関する業務計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - 2. 会員（土地改良区組織）・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

3.	事業継続計画（BCP）の運用	14
4.	農業農村整備事業に関する広報活動計画	15
5.	農業農村整備事業に関する調査・研究計画及び情報提供	16
第2.	組織体制・財政	16
1.	組織体制と財政見直し	16
2.	職員の適正管理と役員	17
3.	財政見直し	19
第3.	人材育成	20
1.	業務運営のための人材育成	20
2.	各事業推進のための技術研修	22
3.	各種資格取得計画	23
第4.	進行管理	24
第4章	これまで（H29～R3）の取組と成果	
1.	実施プログラムにおける評価	24
2.	主な取組と成果	25

第1章 はじめに

第1. 運営プラン見直しの趣旨

宮城県土地改良事業団体連合会（以下「本会」という。）及び土地改良区は、県民に対して安全で安心な食料の安定供給を支える上で欠くことの出来ない農業水利施設の整備や保守管理をはじめ、生産性の向上に向けた農地の大区画化や汎用化等を通じて、活力ある農村地域づくりを目指し、農業者や地域関係者の理解と協力のもと各種事業の推進を図っているところである。

他方、農業・農村を取り巻く情勢は厳しく、農業従事者の高齢化、担い手不足など農業者の減少が進行する中で、農業の生産基盤が損なわれ、地域コミュニティの衰退が一層進むことが懸念されている。

本会では、こうした諸情勢の変化など、様々な課題に適切に対応し、県民理解の醸成に努めながら積極的・継続的に推進活動を展開するため、10年間の本会に係る業務運営の指針として「水土里ネットみやぎ運営プラン」を平成29年度に策定した。

本プラン策定から5年が経過し、東日本大震災からの復旧・復興に伴う農業構造の変化や、特に中山間地域における過疎化・高齢化の進行による農村社会の活力低下、激甚化・頻発化する自然災害など社会情勢の変化とともに本会を取り巻く環境が変化していることから、本プランも関連の強い各種計画との整合を図りながら、中間年である令和3年度において見直しを行うものである。

なお、本プランと関連の強い計画は以下のとおりである。

- 食料・農業・農村・基本計画（令和2年3月策定）（令和2年度～令和11年度）
- 土地改良長期計画（令和3年3月策定）（令和3年度～令和12年度）
- 第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画（令和3年3月策定）
（令和3年度～令和12年度）
- 第3期みやぎ農業農村基本計画（令和3年3月策定）（令和3年度～令和12年度）
- みどりの食料システム戦略（令和3年5月策定）

第2. これまでの取組

東日本大震災にかかる復旧・復興事業の継続と、国の土地改良長期計画や県の農業農村整備基本計画に基づき農業農村整備事業の推進活動に取り組んできた主な成果は以下のとおりである。

- ①東日本大震災及び令和元年東日本台風に関連する災害業務については、計画どおり支援し、県が目指す創造的復興に寄与した。
- ②毎年の退職職員数を勘案しながら新規職員を計画的に採用しているが、年齢層のアンバランスの解消には至っていない。
- ③土地改良区間で大規模災害時の相互応援に関する相互協定が締結され災害時の情報ネットワークが構築された。

- ④事業継続計画（BCP）を令和2年度に策定し、大規模災害の発生により本会の機能が低下した場合にあっても、会員への影響を最小限とする計画とした。
- ⑤「みやぎ水土里ネット女性の会」を平成29年に設立し、女性が活躍できる環境を整えた（R3.9 現在 会員数126名）。
- ⑥全国土地改良大会宮城大会を大会史上最大規模で開催し、全国に復興の姿を発信するとともに、支援に対する感謝のおもてなしを行った。

第3. 見直しの視点

これまでの取組を踏まえ、本会を取り巻く情勢と新たな動きを見据えながら、今回は以下の視点で見直しを行う。

- ①ポスト震災復興に向けた新規事業の開拓と関係機関との連携強化
- ②会員支援の強化（土地改良法改正に伴う団体営事業の推進）

第4. 運営プランの性格

本会の今後の推進方向と目標を達成するための方策を明確にすることにより、今後の業務運営の指針とする。

第5. 運営プランの期間

本運営プランの期間は、平成29年度を初年度とし、令和8年度を目標年度とする。

第2章 水土里ネットみやぎの現状と課題

第1. 水土里ネットみやぎの現状

本会は、会員市町村・土地改良区等が行う農業農村整備事業の適切かつ効率的な運営を確保し、その共同の利益を増進するために土地改良法に基づき、昭和33年8月に設立された。

会の設立以来、農業・農村を巡る情勢の変化に対応しつつ、会員の要望に応えるため、農業集落排水事業の事業計画・実施、土地改良施設維持管理適正化事業の採択支援・工事費積算等の業務受託、多面的機能支払事業や複式簿記導入のための研修指導などの会員支援を積極的に行ってきたほか、県営事業の事業計画や実施、換地業務等についても受託し県内の農業・農村整備事業推進のため本会としての役割を担ってきた。

通常業務のほか、災害復旧業務についても県、市町村、土地改良区の査定業務、実施業務を受託し復旧支援を行ってきた。

なお、令和元年10月に発生した東日本台風により甚大な被害を受けた県南部をはじめ、県内各地の農地・農業用施設の復旧について組織の総力を結集し支援しているところである。

1. 財 政

本会の財政状況は図-1に示すとおり、平成22年度に農業農村整備事業予算が大幅削減されたため、収入総額が7.5億円程度まで大幅に減少し、支出が収入を上回る大変厳しい状況となったが、平成23年度に発生した東日本大震災の災害復旧関連業務受託により、収入総額が2.5億円近くまで増大し予定を遙かに上回る実績となった。平成24年度から平成30年度までは収入総額8.5億円から12.5億円で推移し、平均10.5億円程度の収入総額となり、支出総額についても各年度収入総額以内の実績であり良好な状況となっている。

更に令和元年に発生した東日本台風による災害復旧関連業務受託により、令和元年度の収入総額は13.5億円超、令和2年度は20億円を超える収入総額となった。

また、各方面への積極的な要請活動を継続してきたことも、安定的な受託料収入に繋がっている。

受託料収入が上向きに推移したことから、過去に取り崩した事業調整資金を令和元年度に戻入れしているほか、職員退職給付積立も令和2年度末において充当率93%まで改善した。

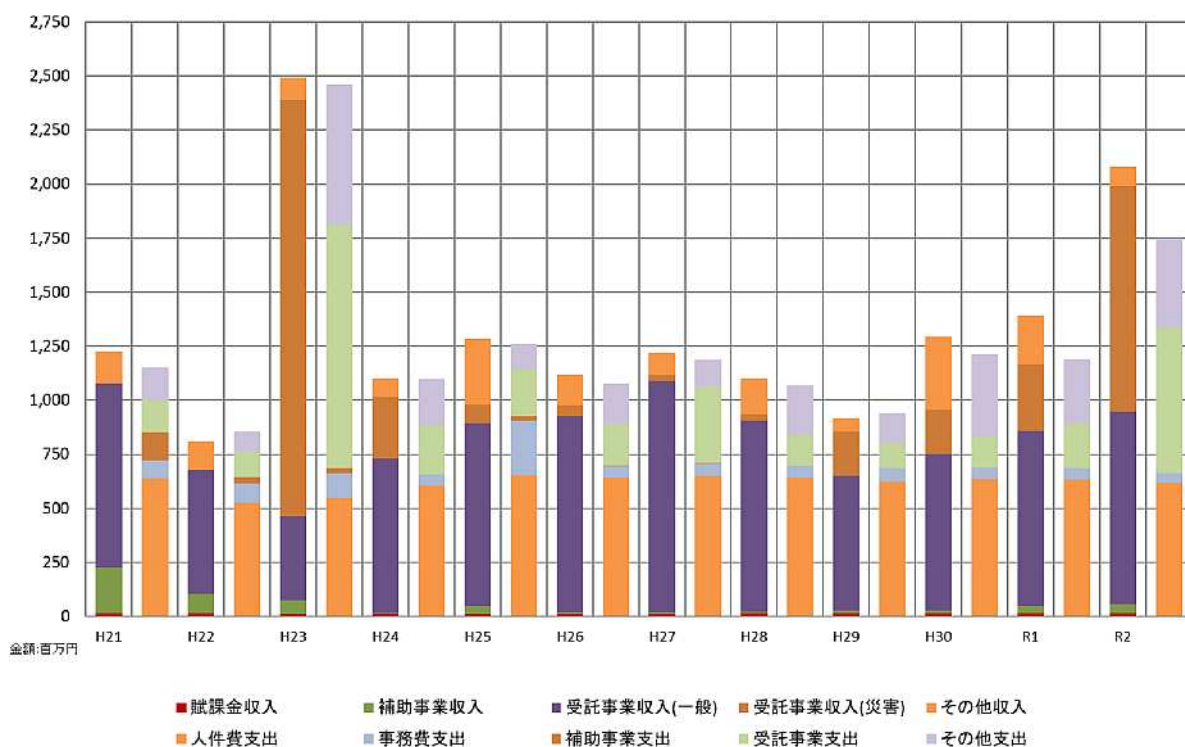


図-1 収入支出の内訳

2. 職員数

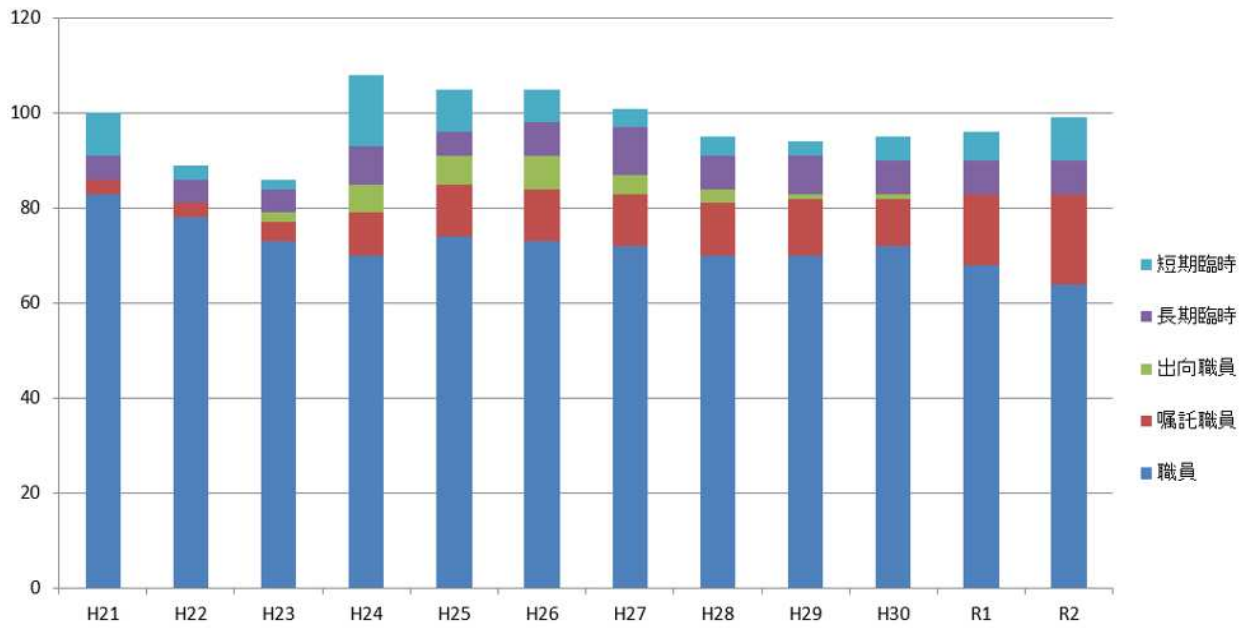
本会の職員数は、昭和52年度以降増加し、平成10年度の118人（職員112人、嘱託6人）がピークで、農業農村整備事業予算が減少傾向に転じた平成11年度以降は本会の運営が年々厳しくなり、計画的な採用を見送った経緯がある。

また、平成24年度から定年を迎えた職員の活躍の場を確保する観点から、希望職員を対象に再雇用しており、令和3年4月1日現在の再雇用者は17人を数える。

なお、平成19年度に実施した早期退職者優遇制度や平成20年度から実施した勸奨制度は平成28年度限りとした。

一方、臨時事務職員については、平成11年度の31人がピークで、以後年々減少し、平成24年度以降は災害等の対応もあり7人前後で推移している。

東日本大震災の復旧・復興に当たっては膨大な事業量であったことから、仙台東及び南三陸地区に推進室を新設した。復旧・復興事業の進捗に伴い、平成28年に南三陸、令和3年に仙台東ほ場整備推進室をそれぞれ閉鎖した。令和3年4月1日現在の職員数は99名（職員64人、嘱託職員19人、出向職員1人、長期臨時職員6人、短期臨時職員9人）となっている。



図一 2 年次別職員数

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
職員	83	78	73	70	74	73	72	70	70	72	68	64
嘱託職員	3	3	4	9	11	11	11	11	12	10	15	19
出向職員	0	0	2	6	6	7	4	3	1	1	0	0
長期臨時	5	5	5	8	5	7	10	7	8	7	7	7
短期臨時	9	3	2	15	9	7	4	4	3	5	6	9
計	100	89	86	108	105	105	101	95	94	95	96	99
増減		-11	-3	22	-3	0	-4	-6	-1	1	1	3

表一 1 年次別職員数

3. 会 員

本会の市町村会員については、平成16年に定められた「市町村の合併の特例等に関する法律」により、市町村の自主的な合併推進が図られ、70市町村（塩竈市を除く）から33市町村（塩竈市、女川町を除く）へと半減している。

また、土地改良区会員についても、県が平成2年度に策定した「土地改良統合整備基本計画」や「宮城県土地改良区組織運営基盤強化推進基本方針(平成26年度)」、地域の自主的な気運の高まりなどから統合整備が進められ、令和3年度では49土地改良区となっており、現会員数は市町村と土地改良区で全82団体となっている。

今後、本県の土地改良区においては、高齢化、農地の集約化および法人化等の進展により組合員が減少していくことが想定されるが、零細・小規模で財政基盤が脆弱化している土地改良区もあり、老朽化した水利施設の更新や適切な保全管理の必要性、賦課金滞納問題など、地域からの要請に的確に対応できる公共性の高い団体に相応しい運営体制が求められていることから、引き続き土地改良区の運営基盤強化のための統合整備を支援していく必要がある。

【会員数の推移】

計画年次	H 2	H 7	H12	H 17	H 24	H 29	R 3
	(第1次)	(第2次)	(第3次)	(第4次)	(—)	(—)	(現在)
市 町 村	70	70	70	43	33	33	33
土地改良区	112	95	75	64	56	50	49
計	182	165	145	107	89	83	82

表－2 年次別会員数

第2. 水土里ネットみやぎの課題

本県の農業農村整備事業は、生産性を向上し、安全・安心な農産物の安定供給や農業・農村の多面的機能を発揮させる農地・農業用水等の地域資源を次世代へ継承することを目的としており、今後も更なる事業の推進と全県的な均衡ある発展が望まれる。

本会としても組織の総合力を最大限に発揮し、活力ある農業・農村づくりと食料供給力の強化及び頻発する自然災害からの復興に積極的に貢献していかなければならない。

今後は、国が策定した「食料・農業・農村・基本計画（令和2年3月）」や「土地改良長期計画（令和3年3月）」などの施策に対応していくことで、本県の農業・農村が今後とも我が国の主要な食料基地として在り続けられるよう、持続可能な競争力の高い農業生産基盤の実現に向けて、本会としても積極的に業務展開していく必要がある。

1. 財政見通し

(1) 収入

令和2年度現在、本会における財政状況は、震災に伴う業務量の増加により、平成15年度から22年度まで続いた人件費等の縮減は解消されている。

本会の主な収入は、「賦課金」、「補助金」、「受託料」であり、そのうち受託料収入については、全体の約6割(通過金を除くと9割)近くを占めている。なお、これまで度重なる災害の発生により運営プラン策定時の計画を上回る受託収入増が続いてきたが、災害復旧が収束する今後は減少傾向となる。

① 賦課金

本会の運営費に充てられる賦課金は、一般賦課金と特別賦課金があり、このうち特別賦課金については、平成24年度に上限額を30万円から50万円に増額変更している。これら賦課金の一部については、各支部の事業推進活動に係る経費として再配分している。

② 補助金

本会が国・県等からの補助金などにより実施している土地改良区体制強化事業、土地改良施設維持管理適正化事業等については、土地改良区の組織運営や施設維持管理に必要不可欠な事業であり、要望も多いため事業継続を要求していくことが重要である。

③ 受託料

受託料収入は、宮城県の農業農村整備事業費と密接に連動しており、令和3年度以降については、災害復旧関連の事業が完了することから受託料減少が見込まれる。今後は新規事業や新規地区の掘り起こし等により受託料収入の安定的な確保を図っていく必要がある。

(2) 支出

① 人件費

平成30年度以降、働き方改革の影響により雇用体系が変化し、人件費については横ばいの状態である。今後は職員の年齢構成比が高くなるとともに、10年後には退職金にかかる支出(取崩し)の増加が見込まれることから、積立額を継続的に維持していかなければならない。

② 補助・受託事業

補助・受託料支出については、受託料収入の減少が想定されるため、業務の効率化や直営等により支出経費の節減を図る必要がある。

③ 会館管理

本会所有の土地改良会館及び古川事業所については、築造以降建物および設備について大小の補強、改修を行ってきたが、年々老朽化が進行していくため施設診断による大規模修繕等の施設管理計画を作成し、計画的な施設管理の実施が必須となる。また、管理費用については財政への影響も検討していく必要がある。

(参 考)

■本部（土地改良会館）

建設年時：昭和53年度（築43年）

改修等年時：耐震補強（平成18年度）、大規模補修（平成25年度）

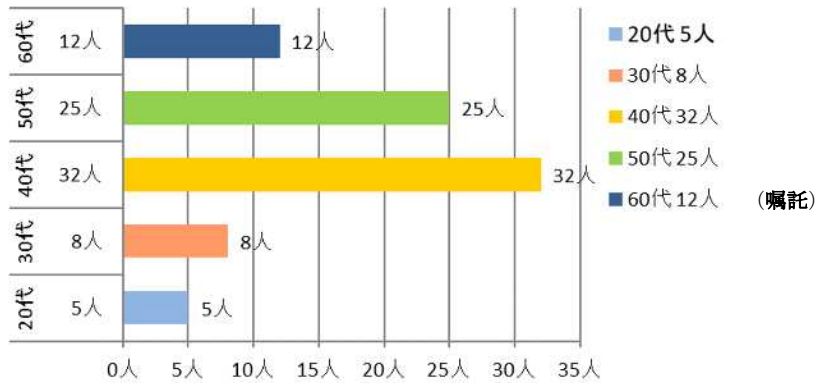
■古川（古川事業所）

建設年時：平成11年度（築22年）

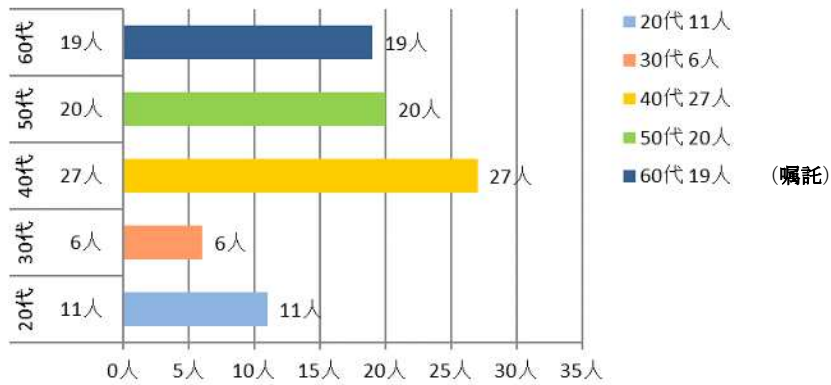
2. 職員の確保

「図－3年代別職員数」に示すとおり令和3年度は40代未満の割合が極端に少ない状況となっている。特に30代の割合が少なく採用に際しても苦慮しているのが現状である。今後は、組織の運営に支障を来すことのないよう、新規・中途職員の採用、定年を迎えた職員の再雇用など計画的な職員の採用が喫緊の課題である。

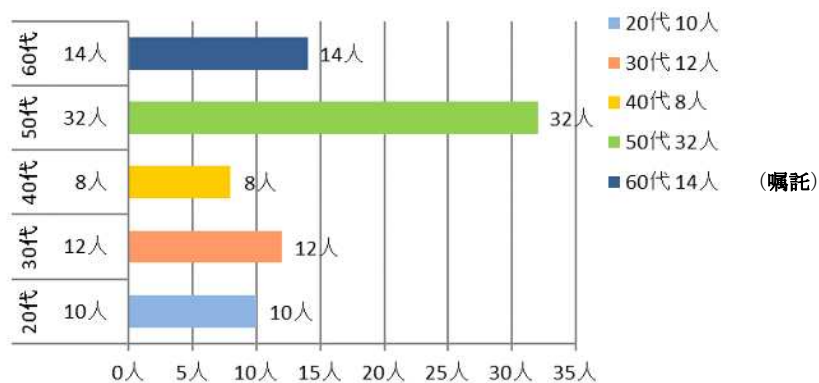
職員年代別表 平成29年度(82人:臨時職員を除く)



職員年代別表 令和3年度(83人:臨時職員を除く)



職員年代別表 令和8年度(76人:臨時職員を除く)



図－3 職員年代別表

※令和8年度については、令和4年度以降毎年22歳新卒者と30歳中途採用者を1名ずつ採用した場合の割合

3. 会 員

本会の会員は、市町村及び土地改良区で構成されているが、近年の農業情勢が以前にも増して大きく変容し、農地中間管理機構により集積・集約された農地で大規模な農業経営に取り組むことが想定されることから、同機構との情報共有や連携を図ることが求められている。

また、農業生産の基盤となる農地や農業用水利施設の保全管理について、多面的機能支払活動組織が県内農振農用地の6割の末端水路網を管理しており、土地改良区との連携構築に向けた支援を行う必要がある。

農村地域や農村に人材を呼び込み地域農業を発展させていく上で、女性の農業経営への参画と地域農業に関する方針策定への参画の推進が重要であるため「土地改良への女性参画」に対する活動支援と組織化が求められている。

なお、土地改良区については、今後も市町村単位や国営事業単位など、更なる広域的な統合整備の機運も高まりつつあるため、引き続き、単区の運営基盤の強化を支援するとともに、会員相互の協力体制も強化していく必要がある。

第3章 運営プラン（水土里ネットみやぎの今後の展開方向）

農業農村整備事業のうち、農業生産基盤の整備については、津波被災地以外での地元ニーズが高いほか、昭和・平成初期に整備した農地における再整備の要望や、農家人口の減少や高齢化に対応する基盤整備へのニーズも生まれている。加えて、激甚化・頻発化する自然災害に対しては、流域全体で行う総合的かつ多層的な防災対策が進められており、農地や農業用施設等を活用した地域防災力の強化が求められている。

農村整備事業では、供用開始から20年を超える農業用集落排水施設が増加していることから、農村地域の生活環境を持続維持するために、老朽化や災害に対応できる施設の更新・統合整備など、維持管理コスト削減に向けた機能強化事業の計画から施設の維持管理までトータル的な支援が必要である。

一方で、土地改良区においては、農村地域の人口減少や高齢化の進行により、組合員の減少や役員のなり手不足などで、組織運営に影響が出てきており、また、財務会計制度の見直しなど、改正土地改良法に対する適切な対応も求められている。

さらに、県内市町村等では、農業土木系技術者の不足が顕在化しており、農業農村整備事業関係の団体営事業や災害復旧事業の対応にマンパワー不足が指摘されている。

このため、本会を取り巻く環境の変化等を的確に捉え、従来の業務を継続しながら、会員支援に係る新たなニーズを積極的に発掘し、きめ細かな支援や改善対応等への提案・誘導等に取り組んでいくことで、新たな支援業務等の発掘につなげていくこととする。

第1. 業務の展開方向

1 農業農村整備事業に関する業務計画

① 市町村、土地改良区等が実施する土地改良事業に係る技術支援

近年、県内市町村、土地改良区等において、土地改良事業関係の工事施工等を担当する技術職員が年々減少しているとともに、定年退職後も嘱託職員、再任用職員として現場を支えてきた団塊の世代の人材もリタイアする年齢を迎えつつある。そのため、土地改良事業に実施に係る一連の業務を担う人材が不足し、市町村、土地改良区等が実施する土地改良事業の円滑な実施に支障が生じるおそれがあることから、土地改良事業に係る調査・計画・設計、工事の発注、進行管理等の業務を市町村、土地改良区等からの要請に応じて、業務受託や技術支援等について柔軟に対応していく。

② 農地整備事業の推進支援

②-1 農地整備事業の円滑な事業採択支援

農地整備については、これまでの大区画化・汎用化に加え、本県でも、今後は農家人口の減少や高齢化対策として、省力化・軽労化型営農に向けたアグリテックの導入が進むと想定され、これら先進技術の導入を可能とする基盤整備が求められることから、これらに関し、先進事例などの情報を適宜提供するなど、県と連携して事業計画への採用を提案していくほか、本県の農業農村整備事業管理計画に基づき、円滑な事業採択申請に向けて、事業計画書作成業務に取り組んでいく。また、農地の再整備事業については、費用対効果算定に当たり、本会のこれまでの経験や知見に基づき、適切な提案等を行っていく。

さらに、基盤整備済み地区に内在・隣接する未整備農地の耕作条件の改善を図るため、農地中間管理機構と連携し、未整備農地の大区画化や汎用化への取組みを支援する。

②-2 農地中間管理事業と連携した取組支援

農業の生産性を向上し、競争力を強化するためには、更なる担い手への農地の集約化が必要である。そのためには、県、市町村、農業委員会等の関係機関と連携し、農地整備事業の計画地区においては、農地中間管理事業制度の周知を図るほか、実施中の地区においては、農作業受委託契約農地の農地中間管理事業への移行・促進や換地と集積の一体的な推進をとおり、農地の集約化を支援する。

③ 流域治水に取り組む会員への支援

令和3年度から「防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策」が始まり、流域治水対策として、水田の貯留機能向上（田んぼダム）や防災重点農業用ため池の防災・減災対策が盛り込まれている。

田んぼダムについては、既に、大崎市や大和町を中心として広域的な取り組みが始まっている。本取組に対しては、多面的機能支払制度において支援制度が拡充されており、支援制度が円滑に活用されるよう周知等を行い、田んぼダムの取組拡大及び定着化を支援していく。

農業用ため池については、特に防災重点農業用ため池について、本会に設置された「宮城県ため池サポートセンター」の活動を通じ、ため池の適正な管理体制の構築に向け支援を行っていく。また、市町村に対して、市町村が行う防災工事に係る発注者支援業務などの支援制度を周知・PRし、必要な防災工事の取り組みを促し、決壊など重大事故の未然防止に寄与するとともに、ため池工事に係る発注者支援業務等について積極的に受託支援していくこととする。

④ 農業用水利施設等の適切な維持管理への支援

農業水利施設の機能を安定的に継続して発揮させるため、計画的かつ効率的な補修・更新することにより、長寿命化を図りライフサイクルコストを低減させる必要がある。そのため、農業水利施設管理者からの診断相談や定期的な整備補修など、ストックマネジメントによる長寿命化対策に取り組み、施設の状態を適切に診断し重大事故等の未然防止に向け支援していく。

⑤ 農業集落排水施設の適切な維持管理への支援

令和3年度に創設された「農村整備事業・農業集落排水施設整備事業」では、老朽化の進行や災害への脆弱性が顕在化している農村地域のインフラの持続性を確保するとともに、農村の活性化を図るため農業集落排水施設の再編・強靱化や、高度化など、農村に人が安全に住み続けられる条件整備を推進することとしている。そのため、ソフト対策として、最適整備構想に基づく計画的な老朽化対策、維持管理適正化計画に基づく維持管理の効率化・適正化に向けた施設の整備に必要な取組みを支援し、ハード対策として、農業集落排水施設の改築等、省エネや管理システムの新技術導入に取り組む整備及び改築を支援する。

⑥ 水土里情報システムの活用による支援

「水土里情報システム」は、農地および農業関連施設情報を集積、データベース化し、それらの情報をGISにより視覚化して、地域の営農計画や土地改良施設の維持管理、土地改良事業策定等に効果を発揮するが、市町村、土地改良区においては利活用が低迷している状況にある。

本会では、これまで県営ほ場整備事業等で造成した農業用施設(用排水路、用排水機場、農道)を財産管理台帳として整備する際に、水土里情報システムにデータ登録しており、今後の維持管理等に利活用できる状態となっている。

今後は、土地改良事業で造成した施設のデータ登録体制を確立するとともに、防災重点農業用ため池の保全管理に当たり、定期点検結果やハザードマップ等も閲覧可能とするなど、特に市町村に対して、防災面での有用性もアピールしていくほか、農業水利施設のストックマネジメントにあたっては、機能診断や改修の履

歴などが適切に管理・運用できる水土里情報システムの活用をPRするなど、水土里情報システムの利用団体の拡大に向け、市町村、土地改良区に対して利活用を積極的に働きかけていく。

⑦ 多面的機能支払交付金制度の活動組織支援

多面的機能支払交付金制度においては、活動組織の高齢化による後継者不足や事務の繁雑化等による役員のなり手不足などから、平成30年度をピークに活動組織が減少しており、組織の継続的な活動を支援するためにも、活動組織の広域化・事務処理等に対する支援等について引き続き推進していく。

一方で、多面的機能支払制度による活動エリアは、会員土地改良区の事業区域内であることが多く、組織活動は土地改良区の業務運営と密接な繋がりがある。さらに、今後、農業農村整備事業の事業盛期を過ぎた土地改良区においては、組織運営基盤の維持・確保問題も顕在化してくることが予想されており、新たな事業収益等の確保が求められている。

これらを踏まえ、今後想定される業務を表にすると以下のようなになる。

業務内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国営・県営・団体営農業農村整備事業支援業務 (大区画・汎用化の再整備事業の支援業務) (農地中間管理事業と基盤整備との連携推進) (防災重点農業用ため池整備の支援業務「ため池サポートセンターを含む」) (農業集落排水施設ストマネ等の支援業務) ・ 農業水利施設ストックマネジメント支援業務 (財源対策を含む) (ICT活用の水管理システム等の推進) ・ 水土里情報システムの情報更新と利用促進 (補修・更新履歴や機能診断結果、土地改良施設などの情報蓄積) ・ ため池台帳、農道台帳等の維持・更新 ・ 農業用水利施設小水力等発電推進協議会による研修会の開催や情報提供等 ・ 多面的機能支払活動組織に対する研修会の開催や情報提供等 (活動組織の広域化と事務受託の支援) ・ 流域治水対策の関係機関との連携推進 (田んぼダムなど流域治水対策の取組推進) ・ 土地改良区維持管理計画書の作成・更新 ・ 災害復旧支援業務

2. 会員（土地改良区組織）

本県では「宮城県土地改良区組織運営基盤強化推進基本方針」に基づき統合整備が推進され、維持管理経費など経常経費の抑制を図り、運営基盤の強化に成果を上げてきた。

しかしながら、依然として 100ha 以下の小規模な土地改良区があり、職員を雇用していない土地改良区も存在することから、本会としても小規模土地改良区の統合推進、運営基盤強化のあり方等について、関係機関と協議・連携しながら、今後も支援をしていく。

なお、土地改良法の一部改正（平成 30 年法律第 43 号）で措置された運営基盤の強化に基づき、財政会計制度の見直しに関する、貸借対照表の作成・公表に向けて、研修会などの支援を進めてきているが、現状の体制や環境では対応しきれない状況も見受けられることから、引続き、複式簿記の導入・運営に向けた支援を行う。

また、女性が土地改良事業推進の中核を担える環境づくりを進めるため、本会と土地改良区の女性職員を中心に「みやぎ水土里ネット女性の会」を平成 29 年度に設立し、女性のスキル向上のための勉強会・現地視察の開催などの運営を支援してきた。

「第 5 次男女共同参画基本計画」においては、地域をリードできる女性農業者を育成し、土地改良区等の理事に占める女性の割合について 2025 年度までに 10%にする具体的な目標値が掲げられたところであり、国・県等と連携して女性理事の登用等の取組を促進していく。

【土地改良区等の運営基盤の強化】

業務内容
<ul style="list-style-type: none">・土地改良区の指導監査の支援・土地改良区のホームページの開設支援・職員の資格保有状況、保有諸機材のデータベース化・土地改良区の統合推進・小規模土地改良区の運営基盤強化の検討・大規模災害時における情報共有ネットワークに関する協定・女性部会の運営支援

3. 事業継続計画（BCP）の運用

東日本大震災並びに新型コロナウイルス感染症の教訓を踏まえ、優先業務や執行体制など本会における事業継続計画（BCP）を令和 3 年 6 月に策定した。

大規模災害時には、土地改良会館が被災し、電気・通信・交通機関などのインフラ機能が停止した場合であっても、災害対応など非常時優先業務を実行するための人材確保やバックアップ体制の確保など、柔軟な対応が求められる。

また、新型コロナウイルス感染症対策においては、緊急事態宣言等による出勤者の削減のため、テレワークの導入、デジタル化などの様々な勤務体制の環境整備を検討していく必要がある。

そのため、教育や訓練を繰り返して実施するとともに、想定している事案が発生した都度、策定した事業継続計画が確実に実施されているかどうか確認・検証し、実効性の高い計画となるよう随時見直ししていく。

4. 農業農村整備事業に関する広報活動計画（会員、一般市民への情報発信）

（1）基本方針

震災において農業農村整備事業や農業土木技術者への社会的要請は高く、評価が見直されているが、農業農村整備事業が食料やエネルギー・環境等の安定のための基礎となっていることについて、社会的認識はいまだ十分とは言えない。今後も、広報活動は、土地改良区組織の更なる理解・協力のもと一般市民各層の関心を引くような斬新な取組を工夫しつつ、農業農村整備事業の必要性が社会の認識から薄れないよう、一層の重点化、効率化を図り情報発信していく事が重要となっている。

こうした状況を踏まえ、以下の基本方針のもとに広報活動を展開する。

- ・ 農業農村整備事業の重要性、土地改良区組織の必要性や役割について、一般市民各層への広報の展開
- ・ 土地改良区組織の運営及び事業の推進等に対する啓発、関係者の意識の高揚

（2）活動計画

① 一般市民各層への広報活動の展開

①-1 ホームページや広報活動の充実

一般市民各層に農業農村や農地、農業用水などの地域資源の重要性、土地改良区組織の役割について、本会ホームページの充実を図り積極的な情報発信を行う。

また、農業及び農村の果たす役割や機能を紹介し、理解を深めてもらうことを目的に、「仙台七夕まつり」など、県内各地でのイベント等での広報活動を継続する。

①-2 土地改良歴史資料室の運営

伊達政宗公生誕450年を期に、江戸時代からの開墾や干拓及び明治時代以降の土地改良の歴史及び土地改良区の沿革史や東日本大震災のアーカイブス等について、一般県民や土地改良関係者及び研究者がつぶさに過去の情報を得られるよう（温故知新）、「NPOあぐりねっと21」からの寄贈を受け、平成30年度に「土地改良歴史資料室」を会館1階に設置した。今後も本会ホームページにて広く周知を図り、常時、農業・農村の情報を発信・運営していく。

②土地改良区組織の運営及び事業の推進等に対する啓発、関係者の意識の高揚

②-1 21世紀土地改良区創造運動の充実

土地改良区組織自体が自らの役割を再認識し、時代とともに、地域とともに歩む土地改良区を創造することで、土地改良区組織のこれまでの役割と新たな役割を地域住民、県民へPRする。

②-2 農業農村整備優良地区コンクールへの積極的参加

全国土地改良事業団体連合会で実施している農業農村整備優良地区コンクールへの積極的な参加を促し、関係者の事業推進への意識の高揚を図る。

②-3 本会支部会員との活動協力

本会支部会員と協力して、農業・農村の有する多面的機能等について啓発・保全活動などに取り組んでいく。

業務内容
<ul style="list-style-type: none">・ホームページや広報活動の充実・土地改良歴史資料室の運営・21世紀土地改良区創造運動の充実・農業農村整備優良地区コンクールへの積極的参加

5. 農業農村整備事業に関する調査・研究計画及び情報提供

会員からの要望・意見等を踏まえ、農業農村整備事業に係る様々な課題等について調査を進め、事業の一層の推進と会員の技術力向上に役立てるとともに、会員に対して積極的に情報提供する。

業務内容
<ul style="list-style-type: none">・各種農業水利施設等の老朽化対策に関する調査及び情報提供・コンクリート構造物の耐久性に関する情報提供・調査・研究について学会、シンポジウム等での発表・滞納問題について、顧問弁護士等専門家を活用した支援及び情報提供・施設機械の維持管理費軽減に係る専門機関等と連携した調査と情報提供

第2. 組織体制・財政

1. 組織体制と財政見通し

東日本大震災の発生から10年が経過し、これまで本会では優先的に復旧・復興の推進並びに支援について対応してきた。更に令和元年に発生した東日本台風（台風第19号）の復旧についても会員の要請に応えるため最優先で対応してきたところ

である。

復旧・復興が着実に進むにつれ、事業予算は年々減少傾向にあり、それによって本会の受託料収入も減少していくことが見込まれることから、組織運営に必要な業務受託を確保するため、新たな「土地改良長期計画」の3つの政策課題、「生産基盤の強化による農業の成長産業化」、「多様な人が住み続けられる農村の振興」、「農業・農村の強靱化」に着目し、これら政策課題の実現に積極的に取り組んでいくと共に受託業務の確保へ結び付けていく。

また、今後も組織を継続的に維持し、会員のニーズに応じていくために、更なる業務の効率化、経費の節減を図り、時代にマッチした組織体制の柔軟な対応に取り組んでいく。

2. 職員の適正管理と役員

① 職員の採用・雇用計画

現在、本会では平成年代初期のUR対策後、職員の新規採用を抑制したため、組織の年齢構成に偏りが生じており、とりわけ20代・30代層の職員が少なくなっている。この状況を改善するために、新規採用に加え社会人採用を行ってきたが、未だ偏りの改善には至っていない。本会の運営を安定化させるためにも、今後も年齢層毎のバランスを考慮した計画的な職員採用が不可欠である。

また、令和3年4月より改正高年齢者雇用安定法が施行され、70歳までの就業確保措置を講じることが「努力義務」となったことから、本会においても検討が求められる課題である。

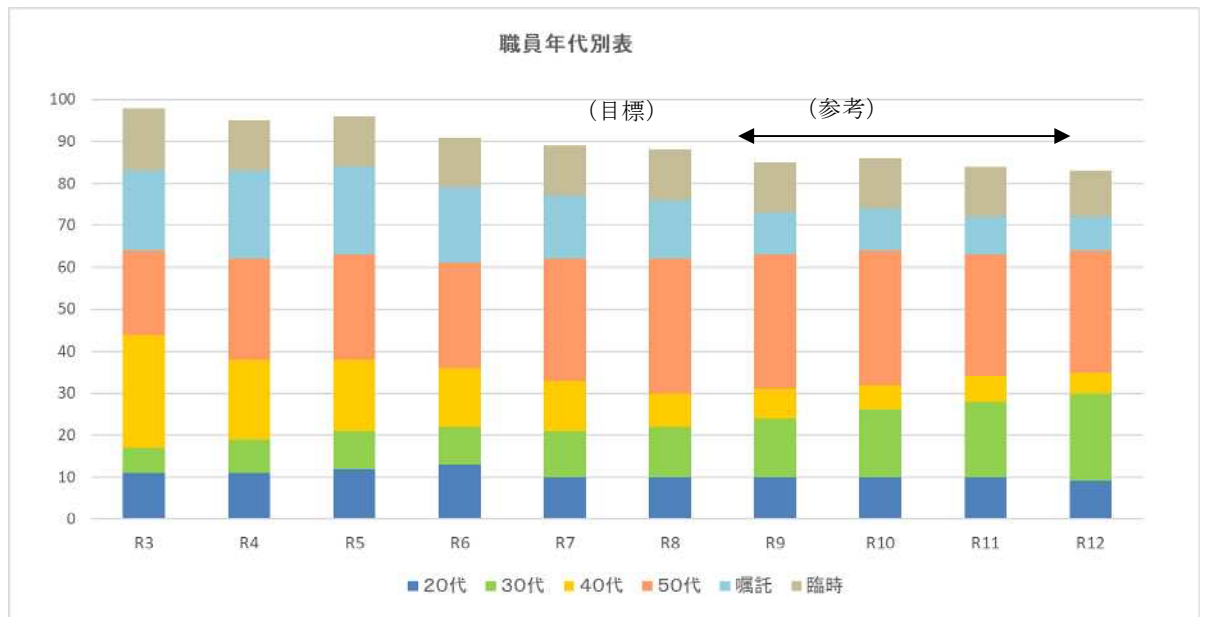
加えて、農地の再整備を含む農地整備事業、防災重点農業用ため池事業などの県営事業のニーズの高まりや、防災工事や農業集落排水施設に係る団体営事業の増加が予想される。これらの業務量増に対してきめ細かく対応していくためには専門的知識を有した経験豊富な人材の活用が必要となる。

今後は、新卒及び社会人の採用や嘱託職員の活用など、計画的で安定した雇用を図りながら、受託状況や社会的な雇用状況も考慮し人材の発掘と確保に取り組んでいく。

② 職員の処遇に関すること

本会の職員給与体系は、県に準じているものの、会の財務状況によりその都度改正してきている。

平成23年度以降においては、財務状況の改善が図られたことから、給与削減の緩和や資格手当の支給など、様々な処遇改善を図ってきた。今後も職員組合との調整を行いながら、財政状況等を勘案し継続的に処遇改善に取り組んでいく。



図－4 職員年代別表

職員年代別表

	(運営プラン期間)						(参考)			
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
職員(20代)	11	11	12	13	10	10	10	10	10	9
職員(30代)	6	8	9	9	11	12	14	16	18	21
職員(40代)	27	19	17	14	12	8	7	6	6	5
職員(50代)	20	24	25	25	29	32	32	32	29	29
嘱託職員	19	21	21	18	15	14	10	10	9	8
臨時職員	15	12	12	12	12	12	12	12	12	11
計(全職員)	98	95	96	91	89	88	85	86	84	83

表－3 職員年代別表

③ 役員について

役員については、現在理事13名（学識経験者3名、会員を代表する理事10名）と監事3名の計16名で構成している。

令和2年3月からは農業農村整備事業への積極的な女性の参画を進める観点から、新たに女性理事を登用している。

3. 財政見通し

これまでの受託実績・県の農業農村整備事業管理計画や、運営見通し等を基に、本会の当面の収支見通しを整理すると次のようになる。

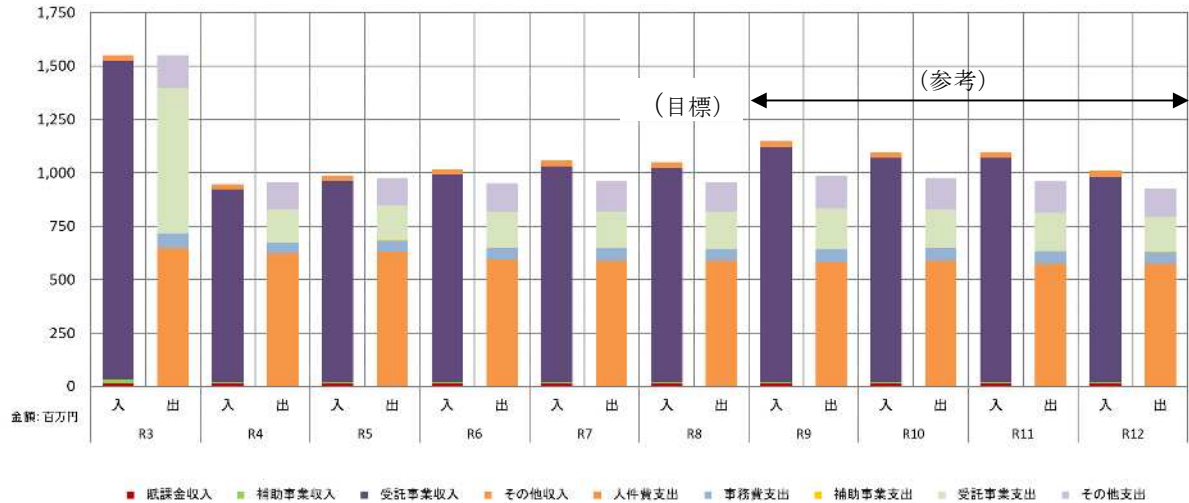


図-5 収入支出の見通し

上記グラフからは、運営プランの目標年度に当たる令和8年度までの収支は、支出に対して収入が上回る状況となることが見て取れる。

但し、この見通しはこれまでの受託実績や今後の事業管理計画からの想定によるものであり、楽観視することなく本会運営維持のための検討は継続していく必要がある。検討項目は以下のとおりである。

- 新規事業の開拓

本県の農地整備事業に対する要望は、沿岸部から内陸部へシフトしてきており、今後も整備要望は高いものがある。一方で、農地の再整備の機運向上や、国土強靱化に向けた防災事業の推進、農業集落排水施設の改修時期が重なるなど、今後、新たな事業量増が想定されている。

特に、防災重点農業用ため池の防災工事や農業集落排水施設の整備改修については、早急な対策が求められていることから、関係市町村等からの支援要請に対して調査計画から測量設計及び工事発注、施工監理まで事業全体をサポートするなどして受託業務の拡大を図っていく。更には、関係機関と連携協力しながら、簡易な基盤整備等の新規地区の掘り起こしに積極的に取り組むなど新たな業務の受託に繋げていく。

また、会員からの要望・要請に応えられるよう国や県・市町村等に対する予算確保や、国への事業創設や拡充措置についての要請活動にも取り組んでいく。

- 経費の節減と人件費の抑制

受託事業収入の確保と併せて、恒常的な経費の節減は組織運営に必要不可欠で

ある。また、支出の約7割を占めているのが人件費であり、安定した組織運営を目指すためには、人件費の抑制についても、雇用と処遇のバランスを考慮しつつ検討していく。

- ・ 会館管理計画

大規模修繕や大改修などについて、財政とのバランスを考慮し、施設の長寿命化と、有効活用について引き続き検討していく。

第3 人材育成

1. 業務運営のための人材育成

1) 人材育成の計画

職員は階層別の役割が異なることから、職階別に求められる意識（やりがい・やる気、達成感、役割認識など）を醸成し、その能力（コミュニケーション・リーダーシップ・マネジメントなど）を向上させる必要がある。

そのため、上の階層からの指導、助言により意識や能力を強化するとともに、外部研修などを利用し人材を育成する。

2) 人材育成の個別検討項目

① 新規採用者に対する育成支援（メンター制）

新規採用から3ヶ年程度は、相談のできる年齢の近い部門毎の複数の先輩（メンター）と一緒に業務を行うことで育成支援を行う制度を定着させる。

また、組織や業務の全体像を早期に把握し知識を深める必要があるため、新規採用者には部署を超えた横断的な育成支援を行う。

② 若手職員の異動モデルの構築（ジョブ・ローテーション）

職員の適性の把握のため、部署間調整を行った上で、3ヶ年～数年のサイクルで各部門の業務を経験させることにより、組織や業務の全体像を把握し広い視点から業務に従事させる。

③ 管理者候補者層の育成

管理者候補者層に必要な評価項目を決定し、管理者となるべき職員に対しては、特に業務管理マネジメント能力の強化が必要であることから、業務管理マネジメント研修を計画的に組み込む。また、会員や行政等との連携・協力体制を構築する必要があることから、対外的な会合やコンベンションにも適時適切に参加させる。

④ 専門技術者（スペシャリスト職員）の育成

専門知識・経験等の継承のため、上の階層による指導、助言並びに関係法令を遵守した専門技術者の育成を行う。特に災害業務等の継続的な業務展開のほか、新たな業務への対応のため、専門技術者を育成する。

3) 階層別研修計画

階層	職名	従事年数	階層別研修項目	研修と対象階層
管理者層	部長 所長 指導監	31 ～ 38	各階層で発揮する能力を身に付けるため、下の階層時に研修する	階層別研修（管理者層）
	次長 (総括) (担当)	23 ～ 33	施策立案・決定能力	
	班長 専門主幹	21 ～ 31		
監督者層	副班長	18 ～ 23	マネジメント能力	階層別研修（監督者層）
	主幹 技術主幹		OJT能力	
	主任主査 主任技術主査	14 ～ 22	説明・説得能力 リーダーシップ能力	
一般職員層	主査 技術主査	7 ～ 19	業務遂行・専門知識習得能力 コミュニケーション能力	階層別研修（一般職員層）
	主事 技師			

専門技術者（スペシャリスト）育成

管理者候補者の育成

ジョブ・ローテーション

メンター制度

2. 各事業推進のための技術研修

1) 本会職員を対象とした研修

対象従事業務	内 容	主 催
事務系職員	各種講習会、セミナー	全国公益法人協会
換 地	換地関係異議紛争処理対策検討会 換地関係訴訟検討会	全国水土里ネット
施設管理	実践技術研修 地方研修会 短期実務講習会	東北農政局
	農村工学専門技術研修	農研機構農村工学研究所
	土地改良施設機械研修	農村振興局
再生可能 エネルギー	農村工学専門技術研修	農研機構農村工学研究所
	小水力発電事業研修会	全国水土里ネット等
集落排水事業	農業集落排水研修会 農業集落排水新技術普及ブロック研修会 農業集落排水施設維持管理技術研修会 農業集落排水計画設計士技術講習会	(社)地域環境資源センター
災害復旧事業	災害復旧事業研修会	宮城県
発注者支援	農業土木技術研修会 (品質確保)	(社)土地改良測量設計技術協会

2) 会員市町村・土地改良区職員を対象とした研修

農業・農村を取り巻く情勢が大きく変化する中で、会員市町村・土地改良区が地域の振興・発展への貢献を果たしていくためには、地域の要望や課題に適応した実践的な技術力を有する人材の育成・確保を図る必要がある。

そのような観点から本会として、会員市町村・土地改良区職員に対して研修を行い、制度改正や構造変化に対応した事務的・技術的な指導・援助及び、調査研究、教育・情報の積極的な提供に取り組むものとする。

対象従事業務	内 容	主 催
事 務	複式簿記等各種研修	本会(土地改良区体制強化事業)
換 地	換地計画実務研修会	本会(土地改良区体制強化事業)
技 術	水利ストックマネジメント研修	本会(土地改良区体制強化事業)

3. 各種資格取得計画

農業農村整備事業に携わる本会職員は、法令的な定めや受託条件により資格保有が義務づけられるので資格取得を励行する。また、会員からの様々な要望や、市町村担当職員の減少などから、発注者支援のニーズについても今後増えることが想定される。

継続的に会員の要求に応じていくために、各分野の資格を取得し組織全体で会員からの信頼向上を図っていく必要がある。

(1) 業務に必要な資格

1) 測量、設計、施工管理に関する資格

- ・測量士
- ・技術士（農業部門：農業農村工学）、技術士補（農業部門）
RCCM（農業土木）、農業土木技術管理士
- ・1級土木施工管理技士、1級土木施工管理技士補、2級土木施工管理技士

2) 換地に関する資格

- ・土地改良換地士

3) 衛生管理に関する資格

- ・第二種衛生管理者

4) その他の資格等

- ・農業水利施設機能総合診断士
- ・農業水利施設補修工事品質管理士
- ・第3種電気主任技術者
- ・農業農村地理情報システム技士
- ・浄化槽管理士
- ・土地改良区体制強化事業会計指導員

(2) その他

1) 資格受験者への学習支援

- ・取得計画に対応して、試験内容について過去問題等の講習会を開催するなど学習支援を行う。また、受験対策講習がある資格については積極的に参加させ、早期取得を目指す。

2) 資格取得及び更新費用

- ・資格取得のための受検費用等の費用負担については、平成14年1月21日から施行の「宮城県土地改良事業団体連合会各種資格取得に関する費用負担調書」に基づいて会が助成を行っており、今後も内容を見直しつつ継続する。

3) 資格取得者の評価

- ・資格取得者への資格手当を継続する（状況に応じて見直しする。）

第4. 進行管理

この運営プランを着実に実施していくために実施項目を具体的にした「実施プログラム進行管理表」を作成し、毎年度達成状況を確認しつつ5年ごとに計画の見直しを図る。

プログラムの進行管理責任者は部所長とし、「実施プログラム進行管理表」に定められている実施項目について、毎年度、中間及び年度末に進捗状況等の実績を確認し、理事会、部所長会議、業務会議に報告する。

なお、進捗状況等の確認後、未達、遅延があった場合、部所長は担当班長に聞き取りを行い、指導助言を行うなど適切な進行管理を行う。

第4章 これまで（H29～R3）の取組と成果

1. 実施プログラムにおける評価

(1) 土地連業務の展開方向

① 農業農村整備事業に関する業務計画

- ・災害関連業務は概ね計画どおり進められた（詳細は第4章2-①のとおり）。
- ・農業農村整備事業関連業務のうち多面的機能支払および小水力発電については計画どおり推進できたが、農地整備事業や水利施設整備事業などの事業計画書作成や換地業務などについては東日本大震災にかかる復興事業に業務が集中したことから計画の6割程度となった。
- ・その他の関連業務のうち水土里情報システム活用や農道台帳、ため池台帳の更新などは計画どおり実施できた。

② 会員（土地改良区）について【土地改良区等の運営基盤の強化】

- ・土地改良区の会計処理支援や統合整備に関する支援については、要望が多かったことから計画を上回ったが、土地改良区が保有している資機材にかかるデータベース構築が計画どおり進められなかった。

③ 農業農村整備事業に関する広報活動計画

- ・土地改良区職員を対象とした研修会や農業農村整備事業優良地区コンクールへの参加は計画どおり実施できたが、21世紀土地改良区創造運動についてはコロナ禍の影響により令和2年～3年に活動が停滞した。

④ 農業農村整備事業に関する専門機関との連携・各種調査・情報提供

- ・顧問弁護士を活用した課題解決に関してはここ数年計画を上回る実績となった。それ以外の専門性が必要な各種調査や情報提供は計画どおり実施できなかった。

(2) 組織体制・人材育成

① 組織体制計画

- ・退職職員数を勘案しながら、新規職員を計画的に採用している。また、1億総活躍社会を踏まえ、定年退職後も嘱託職員として継続雇用を実現している。

- ② 財政見通し
 - ・ 通年の受託業務の他に東日本大震災の復興関連業務や令和元年東日本台風災害関連業務等により、受託収入が計画目標を上回った。
- ③ 業務運営のための人材育成
 - ・ 外部の研修会も取り入れながら、計画どおり実施してきたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、研修会等の開催中止が相次ぎ計画どおり実施できなかった。
- ④ 各事業推進のための技術研修
 - ・ 会員職員（市町村・土地改良区）を対象とした技術研修については、計画どおり実施してきたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、殆どの研修会の開催を中止した。
- ⑤ 資格取得計画
 - ・ 資格取得に向けた外部研修会へ参加するなどして資格の取得は計画どおりであるが、技術士・換地士の資格者が少ない状況である。

2. 主な取組と成果

① 東日本大震災等の災害復旧・復興にかかる取組実績

○東日本大震災にかかる復旧・復興事業業務

東日本大震災にかかる復旧・復興関連事業は、県内8市6町において、東日本大震災復興交付金事業20地区、農村地域復興再生基盤総合整備事業26地区がそれぞれ実施された。これらの業務は、一部繰越業務を除き、概ね令和3年度に完了する予定となっている。

本会では、これらの事業に関する業務として、事業計画策定業務および変更事業計画策定業務、換地業務、農地集積業務、発注者支援業務（積算業務、現場技術管理業務など）などを受託した。

本運営プランの期間であるH29～R3の受託業務地区は表-4のとおりである。

※8市6町：仙台市、石巻市、気仙沼市、名取市、岩沼市、多賀城市、大崎市、東松島市、亘理町、山元町、七ヶ浜町、松島町、美里町、南三陸町

○令和元年東日本台風にかかる災害復旧業務

令和元年東日本台風にかかる災害復旧業務は、県内8市12町1村において、310地区を実施している。これらの業務は、被害が甚大であった丸森町を除き令和2年度までに完了しており、丸森町についても概ね令和3年度に完了する見込みとなっている。

本会では、丸森町を除く市町村で災害査定資料作成業務を受託し、丸森町においては、被害調査、測量設計および実施設計書作成業務を受託した。これらに関する業務地区数は表-5のとおりである。

事業名		地区数	地区名
□ 東日本大震災復興交付金事業	・農地整備事業	15	西矢本、奥松島、名取、岩沼、亶理、山元北部、山元東部、磯、大川、北上、飯野川、三輪田、真野大谷地、大曲、玉浦中部
	・復興基盤総合整備事業	5	気仙沼、南三陸、牡鹿、七ヶ浜、手樽
	小計	20	
□ 農村地域復興再生基盤総合整備事業	・農地整備事業	13	二股南、川前四、多賀城、岩沼北部、岩沼西部、蛇沼向、青木川、下志田、河南4期、東小松、鹿又、広淵沼、上福田
	・復興基盤総合整備事業	8	石巻、名取、亶理・山元、仙台東、東松島、岩沼藤曾根、亶理・山元第2、石巻第2
	・農地防災事業	5	手樽、石巻中部、宝堰、高館、赤井堀
	小計	26	
計		46	

表一4 東日本大震災復興関連事業実施地区一覧

管内名	業務受託		災害査定書作成 (地区数)	実施設計書作成 (地区数)
	市町村数	土地改良区数		
大河原	8	3	182	159
仙台	10	2	107	71
北部	1	3	11	—
東部	—	5	10	—
計	19	13	310	230

表一5 令和元年東日本台風災害復旧事業受託業務地区一覧

② 大規模災害時における相互応援に関する協定

- ・地震、風水害、その他の大規模災害発生、または発生する恐れのある時に、人員の派遣、資機材の提供を円滑かつ迅速に行い、被害の軽減と農業経営の安定を図るため、国営造成施設管理体制整備促進事業の対象施設を管理している県内の8土地改良区において平成29年12月22日に「大規模災害時における情報ネットワークに関する協定」が締結された。
- ・また、大崎地域水管理協議会会員の8土地改良区において平成31年3月12日に「大規模災害における情報ネットワークに関する協定」が締結された。
- ・さらに、農地・農業用施設等災害が発生した場合、会員等からの要請により、緊急に、災害復旧の調査・測量・設計を実施するにあたり、両者が協力して被災農地・農業用施設等の被害拡大防止と早期復旧に資するため、本会と一般社団法人宮城県測量設計業協会による「農地・農業用施設等災害復旧支援業務に関する協定」を平成31年2月6日に締結した。

③ 事業継続計画（BCP）の策定

災害などの緊急事態が発生した場合に、本会の損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図るため「宮城県土地改良事業団体連合会業務継続計画」を令和3年6月に制定した。「自然災害編」と「新型コロナウイルス感染症対策編」で構成している。

「自然災害編」は、東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、大規模災害の発生により本会の機能が低下する中であっても、会員への影響を最小限とするよう、迅速に災害対応業務を開始するとともに、最低限の会員サービスを維持しつつ、可能なかぎり早期に通常業務を復旧させるための計画である。

「新型コロナウイルス感染症対策編」は、「新型コロナウイルスが発生した場合」に備えて損害を最小限に抑え、会員への影響を最小限とするよう、迅速に業務を開始するとともに、最低限の会員サービスを維持しつつ、可能なかぎり早期に通常業務を復旧させるための計画である。

④ みやぎ水土里ネット女性の会の設立

土地改良区が本来の役割を適切に果たすとともに、農村地域の活性化のためにも「土地改良への女性参画」が必要なことから「みやぎ水土里ネット女性の会」を平成29年12月26日に設立した。

「水土里ネット」の運営や活動に携わる女性の活躍及び参画の場を広げることにより、女性が土地改良事業推進の中核を担える環境づくりを目指している。

会員数は126名（R3.9.1現在）で、各地域の活動を円滑に行うために県内に5分科会（大河原、仙台、北部、東部、水土里ネットみやぎ）を設置し、全体研修会、支部研修会等の活動、通信誌の発行などを実施しており、特に、平成30年10月16日に開催された全国土地改良大会宮城大会においては、合唱を披露するなど活躍している。

⑤ 全国土地改良大会宮城大会の開催

『先人の遺志を受け継ぐ「伊達の地に」水土里の絆 復興の歩み』をテーマに平成30年10月16日に第41回全国土地改良大会宮城大会を開催した。これまでの全国土地改良大会では最大規模となる6,040名の参加を得て、農業・農村の重要性と「農」や「食」「環境」を支える基盤となる土地改良事業の価値や役割を広く国民に認識された大会となった。

あわせて、全国から多くの支援を受けて東日本大震災から復興した本県農業・農村の姿を、広く全国に発信し、感謝のおもてなしもできた大会となった。

[参考資料]

- ・食料・農業・農村・基本計画（令和２年３月策定）
- ・土地改良長期計画（令和３年３月策定）
- ・第３期みやぎ食と農の県民条例基本計画（令和３年３月策定）
- ・第３期みやぎ農業農村整備基本計画（令和３年３月策定）
- ・みどりの食料システム戦略（令和３年５月策定）

[付属資料]

- ・受託事業費試算表
- ・職種別年齢構成試算一覧表
- ・都道府県土地改良事業団体連合会調査票
- ・都道府県土地改良事業団体連合会調査票の職員一受託事業費相関図
- ・あり方検討会設置要綱



みどり
水土里ネット みやぎ